平成２５年（フ）第２６３号
福井市米松２丁目13番１号　小町ビル201、旧住所名古屋市瑞穂区下山町１丁目１番地24カーサ陽明Ｂ号
破産者　鈴木　和義
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１号
福井県鯖江市水落町２丁目９番23号
破産者　鮨飛脚やしろ店こと　菊川　功一
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６４号
長野県飯田市高羽町５丁目７番地15　ウインドパレス高羽Ｃ号、前住所長野県飯田市伊豆木4075番地１
破産者　遠山　竜二
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第２０７２号
名古屋市中川区開平町２丁目45番地　ＧＭ八田101号
破産者　羽田　章紀
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７８１号
名古屋市緑区旭出２丁目106、住民票上の住所名古屋市名東区牧の原２丁目1102番地　ユニーブル高針原マンション501号
破産者　稲熊　芳郎
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０６５号
名古屋市中川区福川町３丁目１番地の24　メゾン・ド・ＵＭ４Ａ号、開始決定時の住所名古屋市熱田区南一番町７番３号　メルベーユ南壱番102号
破産者　坂井由佳理
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９３０号
愛知県海部郡大治町大字北間島字宮東５番地ファミール宮202
破産者　中尾　正晴
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３０５号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１　上飯田南荘５―910号、住民票上の住所名古屋市西区菊井１丁目13番21号
破産者　木村　貴幸
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３２９号
愛知県尾張旭市北原山町鳴湫1726番地１　パークシティ三郷壱番館1301号
破産者　奥田　幸一
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４２号
滋賀県長浜市寺田町52番地５、前住所滋賀県長浜市平方町811番地１
破産者　三澤康太朗
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第６２７号
大阪府阪南市箱の浦6098番地の14
破産者　永川　　裕
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２号
大阪府和泉市下宮町16番地
破産者　西川　忠利
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
大阪府岸和田市土生町５丁目12番５―502号、開始決定時の住所大阪府和泉市富秋町３丁目11番22―402号
破産者　杉山　則夫
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５号
兵庫県明石市松の内１丁目９番地の15　ライオンズマンション西明石第５―405号、前住所兵庫県明石市大久保町江井島797番地の15
破産者　橋本　　稔
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第５５６号
兵庫県姫路市東延末１丁目38番地　メゾンファイブ松本201号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町木村692番地の11
破産者　吉村　　亨
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５８１号
兵庫県姫路市白国４丁目７番11号
破産者　常次　秀男
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４６号
兵庫県朝来市和田山町法道寺361番地３
破産者　後藤てる子
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第１００３号
広島市西区鈴が峰町38番４―403号、開始決定時の住所広島市西区己斐上２丁目65番24号
破産者　ローソン広島富士見町店こと　根木　隆志
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部